

< 付属書 1 >

産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する
法人税制の具体的措置案

目次

I. 背景および目的	1
II. 具体的措置案	2
1. 知財戦略や国内の技術開発促進に資する税制.....	2
1-1. パテントボックス税制.....	2
2. 技術のブラックボックス化、生産技術の強化を支援する税制.....	4
2-1. 国内の設備投資に対する減税.....	4
2-2. 償却資産に対する固定資産税の廃止.....	5
3. マザー工場の拡充を支援する税制.....	6
3-1. マザー工場における償却資産の償却期間設定の柔軟化.....	6
3-2. マザー工場における国内雇用を促進する税制.....	7
4. 海外所得の国内還流を促進する税制.....	9
4-1. 外国子会社配当金の還流増加分に対する税額控除.....	9
4-2. 外国子会社からのロイヤリティに対する課税の軽減.....	10
5. 為替リスクの安定化に資する税制.....	11
6. ベンチャー企業の育成に資する税制.....	13
6-1. ベンチャー投資促進税制におけるファンドの投資先要件の緩和.....	13
6-2. 法人が行うベンチャー企業への直接投資に対する税制優遇.....	13
7. 組織再編に関わる税制.....	14
7-1. 株式以外の資産が交付された際の課税繰り延べ.....	14
7-2. 自社株式対価のTOBに応募した株主に対する株式譲渡損益等の課税繰り延べ.....	14

I. 背景および目的

わが国経済が持続的に成長していくためには、成長が期待される新興国を中心とした海外活力を如何に取り込むかが重要である。このため、企業の多くは世界市場をグローバルに見渡して、成長性の高い市場の近くに生産拠点を展開し業容の拡大を図ろうとしているが、この動向は今後も継続すると考えられる。その際、海外生産拡大が、国内生産拡大を伴わない形で進み、国内の産業空洞化が進展するならば、技術保全や技能伝承、雇用維持など国内経済に様々な課題が生じることとなる。

したがって、企業の海外生産拡大と国内経済活性化の両立を目指す政策が必要となる。具体的には、企業がグローバル競争を勝ち抜くことによって海外で得た利益の国内還流を促し、生産や雇用の拡大、ひいては産業構造転換等の国内経済活性化に役立てられることを促進する政策が必要である。加えて、技術保全・流出防止の支援を図るなど、国内を拠点にビジネスを継続できる環境の整備が必要である。

また、一昨年末までの異常な円高で蒙った悪影響を忘れてはいけない。円高の影響は、企業業績を直撃し、わが国企業はその克服のために血のにじむような努力を行ってきた。この教訓を活かし、為替変動のリスクを緩和するような制度の整備が必要である。

これらを実現するための税制について、本文の「2. 産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の整備」(P11～P15)にその要望内容を記載している。

本付属書にはより具体的な税制措置の案を示しており、実現に向けた制度設計の参考として活用頂ければ幸甚である。

II. 具体的措置案

1. 知財戦略や国内の技術開発促進に資する税制

近年、欧州を中心に知的財産権に起因する所得について低税率や所得控除を適用する制度の導入が進んでいる。このことで、知的財産が開発された国から税負担の低い国へ知的財産権が移転される企業行動が見受けられる。

現在、わが国にはこのような制度は存在していない。制度整備が遅れば、わが国企業の競争力の低下を招くのみならず、わが国企業も知的財産権を税負担の低い国へ移転させざるを得なくなる状況に繋がりがかねない。

このため、企業の競争力の源泉である知財戦略活動を国内に維持し、更に競争力を強化していくために、知財戦略や国内の技術開発を促進する税制を整備すべきである。

1-1. パテントボックス税制

(1) 基本的考え方、ねらい

知的財産の取得、保全および活用のうち特に活用について、そのインセンティブを高める新たな税制を創設する。

(2) 制度案の概要

特許権など、特定の種類の適格知的財産から生じた所得に対して法人税の低減税率の適用を可能とする。

(3) 適用対象となる所得

- ・ 特許製品または特許品目が物理的に組み込まれた品目の販売から得た所得
- ・ 特許品目に組み込まれるよう設計された予備部品及びその他の品目から得た所得
- ・ 特許権のライセンス供与から得たライセンス料及びロイヤリティ
- ・ 特許権の売却から得た所得
- ・ 特許侵害に対する補償として得た所得
- ・ 特許権に関連する損害賠償、保険収入、その他補償

ただし、以下については適用対象外とする

- ・ マーケティング業務に係る所得
商標権その他のブランドに係る知的財産から得られる所得
- ・ ルーティン業務に係る所得
知的財産がなかった場合でも企業が得ると期待されたであろう所得

(4) 税制措置の案

上記所得にかかる法人税率について、税率 10%の適用を可能とする。(実効税率が 10%となるよう課税所得を調整する仕組みを導入)

(5) 参考とした税制

・ 英国のпатентボックス税制

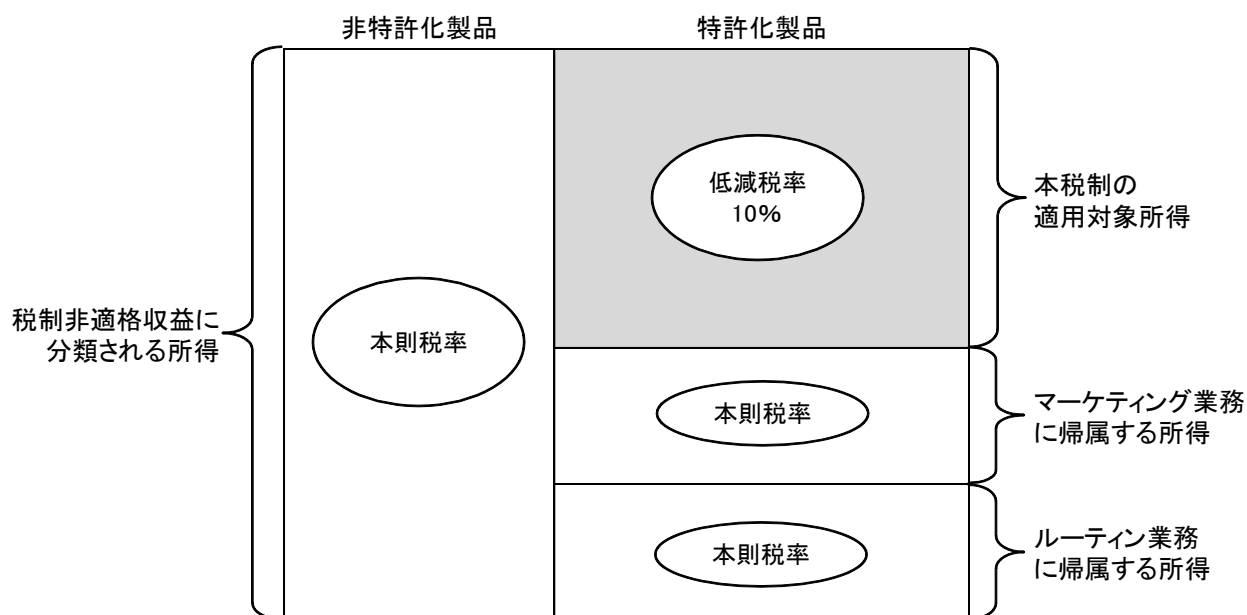
特許権など、特定の種類の適格知的財産から生じた所得に対して、法人税の低減税率 10%を適用する制度。

(6) 制度のイメージ

【フロー】

- ① 適格知的財産から生じた所得を特定する
- ② ルーティン業務に帰属する所得を除去
- ③ マーケティング業務に帰属する所得を除去
- ④ 残った所得に 10%の低減税率を適用（実効税率が 10%となるよう課税所得を調整）

【イメージ】



2. 技術のブラックボックス化、生産技術の強化を支援する税制

国際競争が激化する中、知財戦略の重要性は益々高まっている。わが国企業が知財戦略の一環として、技術のブラックボックス化を図り、技術の流出防止をこれまで以上に徹底する必要があると考えられる。

企業が製造工程のブラックボックス化を図る際には、通常の製造工程に比べ、工数の増加やコア工程秘匿化の設備投資や入退出管理体制の強化などに対する資金的な負担が高まる。

このため、これらの負担を軽減するために、製造工程のブラックボックス化を図る設備投資に対する減税措置など、わが国企業の技術力強化を支援する制度を創設すべきである。

2-1. 国内の設備投資に対する減税

(1) 基本的考え方、ねらい

重要技術の外国競合企業への流出防止を目的とする国内製造工程のブラックボックス化を図る設備投資について、これを推進するインセンティブを高める新たな税制を創設する。

(2) 制度案の概要

製造工程のブラックボックス化を図る国内の設備投資について、ブラックボックス化の要件を定義した上で、即時償却を可能とする。また、税額控除との選択を可能とする。

(3) ブラックボックス化の対象設備と要件

製造工程のブラックボックス化を図る目的で国内に取得した設備を対象とし、当該設備への立ち入りや利用が一部の従業員に制限されていること等、ブラックボックス化に相応しい厳格なセキュリティマニュアルが定められていることを要件とする。

(4) 制度の運用（対象設備の認定）

この制度を利用する法人は、設備投資計画書とセキュリティマニュアルを添付した確認書発行申請を経済産業省に提出し、経済産業省が確認書を発行する。税務申告の際にこの確認書を添付する。

(5) 不正な申告の排除

確認書の発行を受けた法人は、当該設備の運用状況を記録する。経済産業省は定期的に当該設備の運用実態を調査する。適正な管理がなされていない場合には、確認書の発行を取り消す。確認書の発行が取り消された場合には、厳格な追徴を課すこととする。

(6) 税制措置の案

対象設備の即時償却を可能とする。また、税額控除（5%。ただし、建物・構築物は3%）との選択を可能とする。ただし、税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の20%を上限とする。

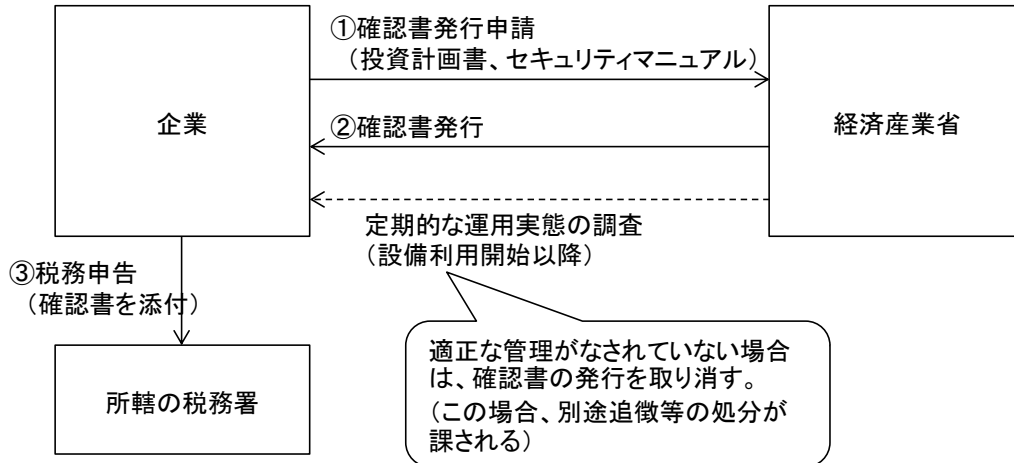
加えて、不正な申告を排除するため、厳格な追徴を課す制度を整備する。

(7) 参考とした税制

- ・ 生産性向上設備投資促進税制

(8) 制度のイメージ

【 フロー 】



2-2. 償却資産に対する固定資産税の廃止

(1) 基本的考え方、ねらい

生産活動に供される機械設備等の償却資産について、その増強のインセンティブを低めている固定資産税を廃止する。

(2) 制度案の概要

諸外国に例をみない税制である償却資産に対する固定資産税を廃止する。

本来は、全ての償却資産に対して廃止すべきと考えるが、ブラックボックス化技術に対する設備投資を対象とする場合、対象と要件は、「2-1. 国内の設備投資に対する減税」と同様とする。

3. マザー工場の拡充を支援する税制

マザー工場の目的は、単なる技術移転から進化し、コアとなる生産工程、新たな生産工程の開発、新拠点でのフィジビリティ判断等を担う多機能化が更に図られていくと考えられる。このような多機能型のマザー工場を国内に設けることで、技術力の強化と生産技術の秘匿を行うとともに国内雇用の維持を図っていくことで、技術の伝承も可能となる。

このため、マザー工場の多機能化や拡充を支援する制度を創設すべきである。

3-1. マザー工場における償却資産の償却期間設定の柔軟化

(1) 基本的考え方、ねらい

企業の競争力の源泉となるいわゆるマザー工場について、その増強のインセンティブを高める新たな税制を創設する。

(2) 制度案の概要

マザー工場の設置・拡充に伴う効果が発生する時期は、戦略によって様々である。このため、国内でマザー工場の拡充を図る目的で取得した償却資産について、企業がその償却期間を任意に定めることを可能とする。

(3) マザー工場の要件

マザー工場の役割は、技術移転・技術指導・課題解決・研究開発等、企業によって様々である。このため、マザー工場の要件は、これらの役割を担っていることが外形的に明らかな工場であることとともに、当該工場の生産量がその企業(グループ)の生産量の一定割合以下であることとする。

(4) 制度の運用(マザー工場および対象設備の認定)

この制度を利用する法人は、事前に当該工場がマザー工場であることの認定を経済産業省から受け、確認書の発行を受ける。

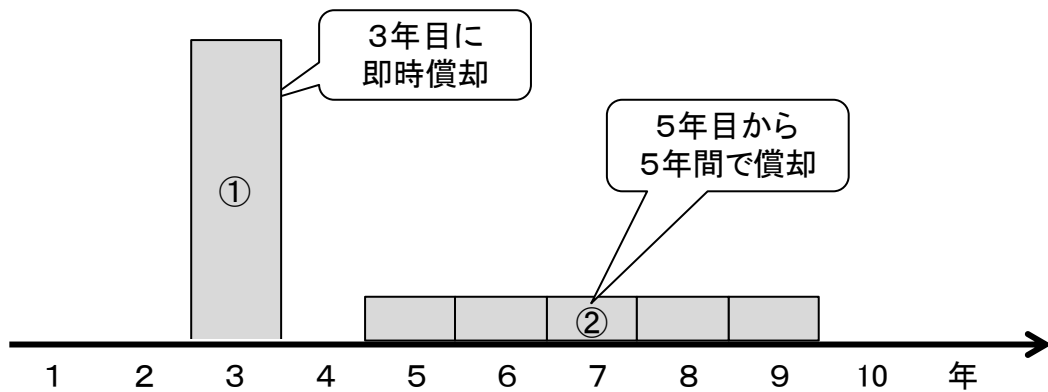
税法で定められた償却期間以外の期間で償却を行う場合は、その償却方法を示す書類に確認書の写しを添付し、税務申告を行う。

(5) 税制措置の案

償却期間は即時から税法で定められている期間の範囲とする。また、償却の開始時期についてもこの期間で終了する範囲の中で自由に定めることを可能とする。加えて、当該償却資産の償却については、損金経理要件の対象としない。

(6) 償却期間の例

【税法上償却期間が10年の場合】



3-2. マザー工場における国内雇用を促進する税制

(1) 基本的考え方、ねらい

国内雇用増進のインセンティブを高める税制について、特にマザー工場の増強を伴うものに一層のインセンティブを付与する制度を創設する。

(2) 制度案の概要

国内のマザー工場で雇用の拡充を図る場合に、雇用者数の増加に応じて税額控除を可能とする。

(3) マザー工場の要件

「3-1. 償却資産の償却期間設定の柔軟化」と同様とする。

(4) 制度の運用（マザー工場および対象設備の認定）

この制度を利用する法人は、「3-1. 償却資産の償却期間設定の柔軟化」と同様にマザー工場であることの認定を経済産業省から受け、確認書の発行を受ける。

加えて、ハローワークに対象とするマザー工場における「雇用拡充計画」を提出する。対象事業年度の終了後に、ハローワークに達成状況の確認を求め、確認を受けた「雇用拡充計画書」の写しと確認書の写しを添付し、税務申告を行う。

(5) 税制措置の案

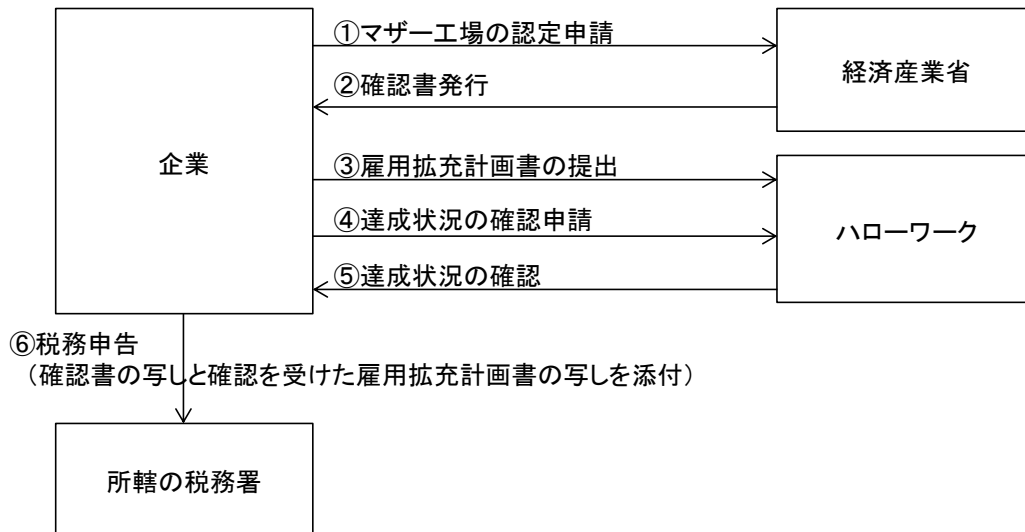
マザー工場の雇用者を10%以上増加させた場合に、1人あたり一定額の税額控除を可能とする。雇用促進税制においては、1人あたり40万円の税額控除となっているが、更に踏み込んだ税額控除を可能とする。

(6) 参考とした税制

- ・ 雇用促進税制（雇用者の数が増加した場合の税額控除）

(7) 制度のイメージ

【 フロー 】



4. 海外所得の国内還流を促進する税制

わが国経済が持続的に成長していくためには、成長が期待される新興国を中心とした海外活力を如何に取り込むかが更に重要となってくる。わが国企業がこれらの市場で得られた利益を国内に還流し、国内経済の活性化に役立てることが、わが国経済の持続的成長に繋がるものと考えられる。

このため、わが国企業が海外で得た収益を国内に還流し易くする制度を拡充すべきである。

4-1. 外国子会社配当金の還流増加分に対する税額控除

(1) 基本的考え方、ねらい

外国子会社からの配当の国内還流を促進する税制について、その国内還流増加のインセンティブを一層高める税制を創設する。

(2) 制度案の概要

外国子会社からの配当の合計金額が、過去3年の平均金額より増加させた場合、その増加させた部分について、税額控除を可能とする。

(3) 対象とする外国子会社と配当金の増加額

対象とする外国子会社の範囲は、外国子会社配当益金不算入制度と同様とする。但し、増加額の計算にあたっては、比較する事業年度から持ち分の変更があった場合（新規取得を含む）には、比較する事業年度と同じ持ち分として増加額を算定する。

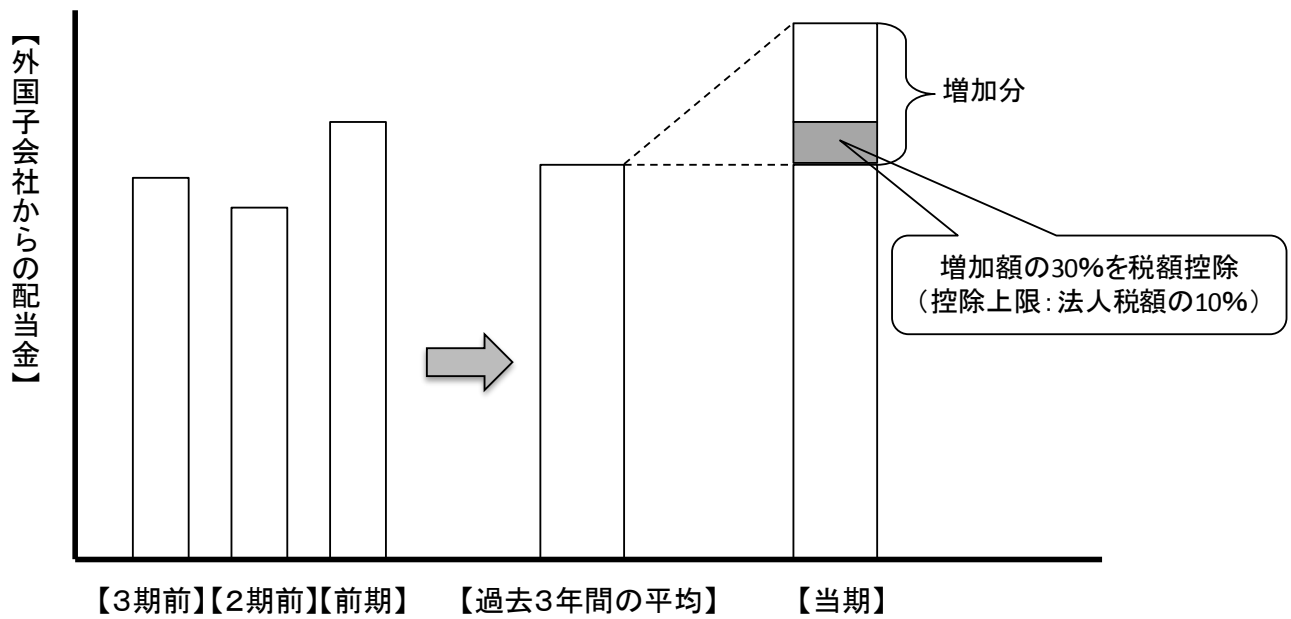
(4) 控除額と控除上限

控除額は増加額の30%とし、控除の上限は法人税額の10%相当額とする。

(5) 参考とした税制

- ・ 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度
- ・ 外国子会社配当益金不算入制度

(6) 制度のイメージ



4-2. 外国子会社からのロイヤリティに対する課税の軽減

「1-1. パテントボックス税制」を参照

5. 為替リスクの安定化に資する税制

企業は為替変動リスクを軽減するために輸出入の決済のために必要な外貨の先物予約などの手段を講じているが、リスクは完全には除去できない。企業収益を確定する時点で為替変動の影響を平準化する方法があれば企業にとって利用価値が高いと考えられる。

このため、企業の為替変動リスクを緩和し、その結果として安定的な企業経営、ひいては雇用の安定に資すると考えられる為替リスクの安定化に資する税制の創設を検討すべきである。

(1) 基本的考え方、ねらい

為替変動による収益変動リスクについて、これを安定化させる税制面の支援措置を創設する。

(2) 制度案の概要

円高、円安双方に対して急激な為替変動のリスクを緩和するための積立を認め、これを損金に算入する制度。

企業収益が増加する方向へ為替レートが著しく変動した際に、企業収益の一部を準備金として積み立て、企業収益が減少する方向へ為替レートが著しく変動した際には、積立金を取り崩し、企業の収益の平準化を図ることを可能とする。

(3) 制度の対象

外貨での取引が存在し、為替変動によって業績が変動する全ての法人を対象とする。ただし、制度を利用するか否かは各法人の任意の判断による。

(4) 為替の基準

為替レートが著しく変動する場合とは、例えば年間で10%以上の変動があった場合と想定する。準備金を積み立てる際に基準とする為替レートは、積み立て時点のものとする。

(5) 準備金の積立割合と期間について

積立割合は当該事業年度の外貨取引額の10%程度を上限とする。また、積立期間は5年程度とする。

(6) 積立金の取り崩し

①積立期間が満了した場合

その翌事業年度以降、5年程度で均等に取崩しを行う。この際の準備金の取崩額は益金算入とする。

②企業収益が減少する方向へ著しく変動した場合

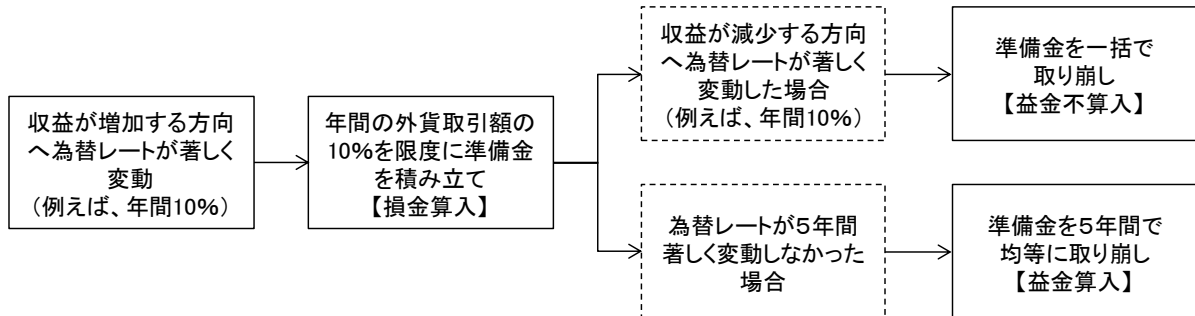
企業業績が悪化していることから、取崩額については益金不算入とする。

(7) 参考とした税制

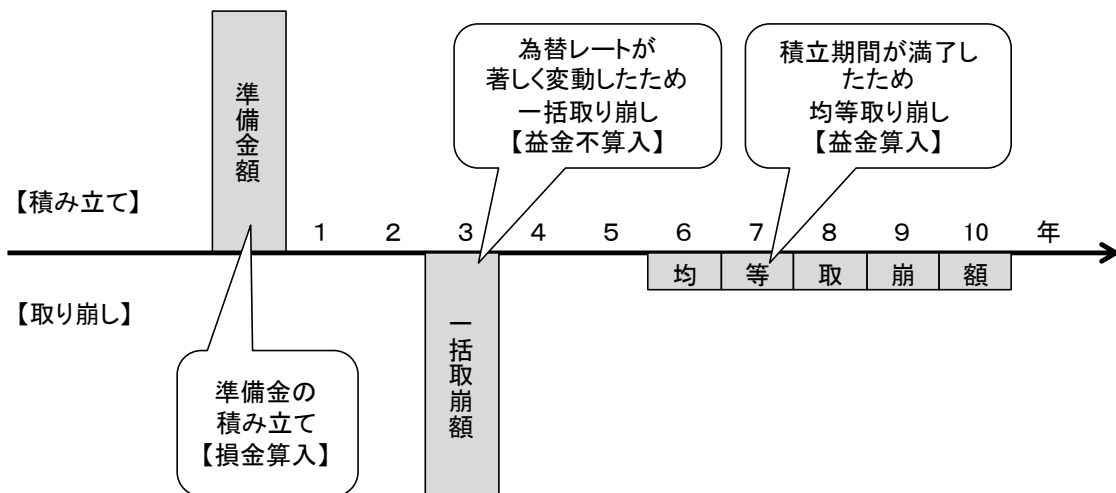
- ・ 海外投資等損失準備金制度
- ・ 課税売上割合が著しく変動したときの調整（固定資産の仕入に係る消費税額の調整）

(8) 制度のイメージ

【 フロー 】



【 準備金の積み立て・取り崩し 】



6. ベンチャー企業の育成に資する税制

わが国経済の持続的成長のためには、産業の新陳代謝を促進することで国内経済の活性化を図ることが重要である。わが国の起業活動は国際的にも不活発と言わざるを得ない状況にあるため、ベンチャー企業の育成を図る制度の更なる整備が必要である。

このため、今年度ベンチャー投資促進税制が創設され、ベンチャー企業への出資額を積立金として損金算入できることとなったが、わが国の起業活性化に向けた更なる制度の充実を図るべきである。

6-1. ベンチャー投資促進税制におけるファンドの投資先要件の緩和

(1) 基本的考え方、ねらい

今年度創設されたベンチャー投資促進税制について、制度をより利用しやすいものとするためファンドの投資先要件を緩和し、わが国の起業活性化を図る。

(2) 制度案の概要

ベンチャー投資促進税制におけるファンドの投資先要件のうち、投資額の5割以上が事業拡張期の新事業開拓事業者であることとする要件を、3割程度に緩和する。

6-2. 法人が行うベンチャー企業への直接投資に対する税制優遇

(1) 基本的考え方、ねらい

ベンチャー企業への投資を促進する税制について、法人がベンチャー企業へ直接投資するインセンティブを高める税制を創設する。

(2) 制度案の概要

法人が行うベンチャー企業への投資に対する税額控除および対象株式の売却益に対する低減税率の適用を可能とする。

(3) 参考とした税制

- ・ ベンチャー企業投資促進税制
- ・ 欧州諸国のエンジェル税制

7. 組織再編に関わる税制

わが国経済の持続的成長のためには、産業の新陳代謝を促進することで国内経済の活性化を図ることが重要である。しかしながら、わが国では、同一業種内に多くの企業が存在しており、国内でのし烈な競争に加え、グローバル化が進む中で、海外でも競合他社との激しい競争を展開しているにもかかわらず、わが国企業の合併・買収・組織再編がなかなか進まない現状がある。

このため、合併・買収・組織再編の円滑化を税制面で図るよう、組織再編に関わる税制の改正を行うべきである。

7-1. 株式以外の資産が交付された際の課税繰り延べ

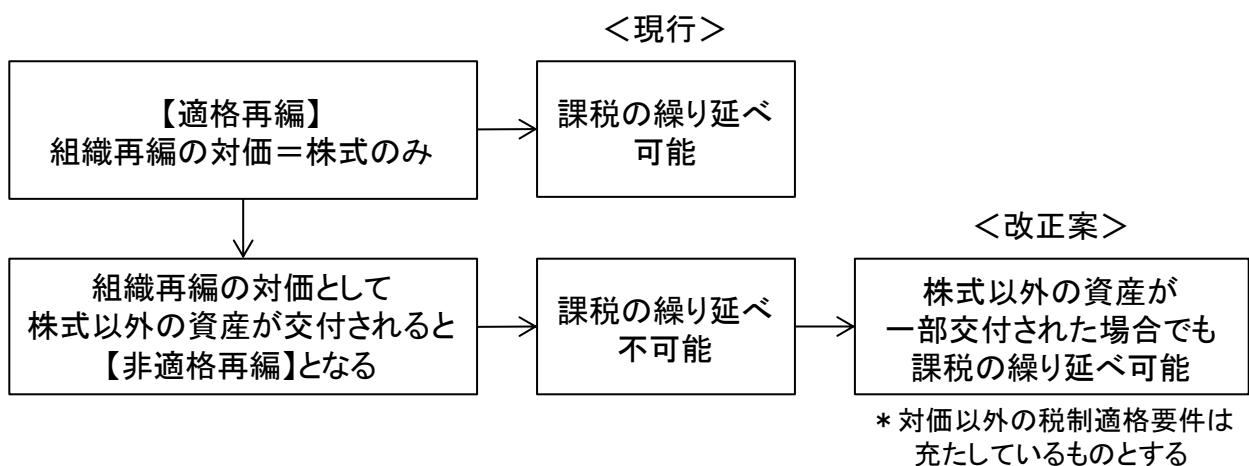
(1) 基本的考え方、ねらい

合併・買収等の組織再編の実施に係る税制について、対価として株式以外の資産が交付される組織再編の円滑化を税制面で支援する措置を新たに創設する。

(2) 制度案の概要

組織再編において、株式以外の資産が一部交付された場合においても課税繰延措置の適用を可能とする。

(3) 制度のイメージ



7-2. 自社株式対価のTOBに応募した株主に対する株式譲渡損益等の課税繰り延べ

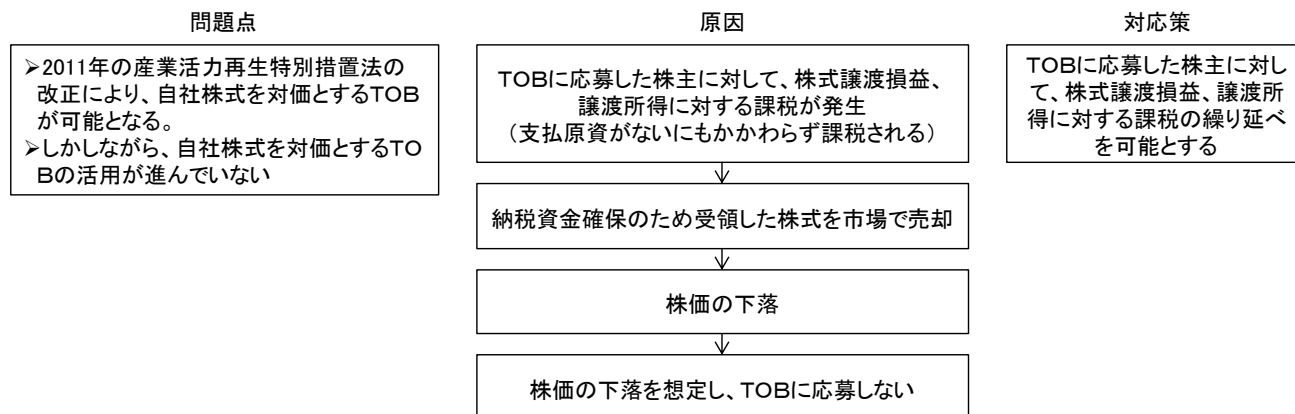
(1) 基本的考え方、ねらい

合併・買収等の組織再編の実施に係る税制について、自社株式対価のTOBによる組織再編の円滑化を税制面で支援する措置を新たに創設する。

(2) 制度案の概要

TOBに応募した法人株主の株式譲渡損益および個人株主の譲渡所得に対する課税の繰り延べを可能とする。

(3) 論点



以上